

令和2年度 第3回
指定管理者制度第三者評価委員会 結果概要

福知山市民運動場、福知山市民体育館、長田野公園有料施設及び北部地域多目的グラウンドについて、指定管理者制度第三者評価委員会において審議を行った結果概要は、以下のとおりです。

指定管理施設の概要	<p>施設名： 福知山市民運動場、福知山市民体育館、長田野公園有料施設及び北部地域多目的グラウンド</p> <p>所在地： 福知山市字和久市 235 番地他</p> <p>指定期間： 令和3年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>指定管理者： 一般財団法人福知山市スポーツ協会</p> <p>所管部署： 地域振興部 文化・スポーツ振興課 電話番号 0773-24-7069</p>
指導内容等	<p>(1) 計画書の内容について 事業計画内の収支計画書と、業務計画内の見積損益計画書の数字がそれぞれ異なった捉え方をしている。指定管理者及び施設所管課双方で内容を確認の上、適正な計画となるよう整理しておくこと。</p> <p>(2) 利用者の増加に向けて スポーツ振興という観点から、従来型の働きかけ方だけではなく、積極的なPR等を行い、利用者の増加に努めること。施設所管課としてもモニタリング等を通して適正な指導を実施すること。</p> <p>(3) 維持管理等について 各施設の老朽化が進んでいるが、市民利用施設であることから適正な使用を継続できるよう、維持管理・修繕等については、効率的・効果的に実施すること。</p> <p>(4) 施設のあり方検討について 将来的に施設の統廃合に向けて、地域の方々のスポーツ振興を絶やすことのないよう、指定管理者と協力しながらよりよい施設のあり方について検討を進めていくこと。</p>